

堺市 特別支援保育 についてのご案内

堺市内の認定こども園・保育所・地域型保育事業（以下「保育施設等」という。）では、集団生活を行う際に心身の障害や疾患等により、発達状況に応じた個別の配慮等の特別な支援を必要とする堺市在住のお子さんに対し、「堺市特別支援保育等実施要綱」に基づき、特別支援保育を実施しています。



特別支援保育実施までの流れ

- ① 事前相談 — 特別支援保育の必要性や今後の流れ等について、事前に各区役所子育て支援課の窓口へご相談ください。
- ② 施設見学 — 利用申込までに希望する保育施設等の見学に行ってください。
- ③ 利用申込 — オンライン又は窓口にて申請してください。
希望施設については、複数の施設をご記入ください。
「子どもの状況票」に乳幼児健診や医療機関、療育機関等の受診状況や、集団生活を行うにあたって気になることなどをご記入ください。
- ④ 状況調査 — 家庭での生活の様子や発達状況、健康状態や集団保育における配慮事項等を各区子育て支援課が調査します。
追加で提出が必要な書類についても確認します。
- ⑤ 利用調整 — 利用施設の調整を行います。
入院や手術予定があるなどにより、健康状態や発達状況が確認できない場合や必要書類が揃わない場合は、利用調整が遅れたり、調整が困難になることがあります。
- ⑥ 利用決定 — 保育施設等の利用及び特別支援保育の実施が決定した場合は、保育施設利用の可否をお知らせする通知書とともに、「堺市特別支援保育等実施決定通知書」を送付します。

*現在、保育施設を利用中で、転所を希望される場合も上記の流れに準じます。

提出書類について

* 特別支援保育の審査のために必要な提出書類は、以下のとおりです。

- (1) 特別児童扶養手当認定通知書の写し
- (2) 身体障害者手帳の写し
- (3) 療育手帳の写し
- (4) 精神障害者保健福祉手帳の写し



(5) 保健センターや医療機関等で実施した発達相談結果等の報告書や診断書、児童発達支援センター発行の個別支援計画、医療機関で記入された「疾患を有する児童の主治医意見書」等の写し

＊個々の状況に応じ、複数の書類の提出をお願いする場合があります。

＊上記の書類は、利用調整事務においてのみ使用するもので、特別支援保育での利用が決定した施設には、口頭にて書類の記載内容をお伝えさせていただきます。入園の際は、改めて保護者の方から上記の書類の提出をお願いします。

はぐくみシート（個別の教育及び保育支援計画）について

＊特別支援保育の実施については、お子さんの発達状況や興味・関心を把握し、集団保育での様子や支援の手立てについて、保護者の方と共に確認しあいながら進めていくことが大切です。毎年、年度初めには、お子さんの好きなことやご自宅での生活の様子などを聞かせていただき、「はぐくみシート（個別の教育及び保育支援計画）」に1年間の計画を立てていきます。ご確認・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

＊堺市幼保支援課では、特別支援巡回訪問支援員（心理職）が認定こども園・保育所等の保育施設を定期的に訪問し、「はぐくみシート」の確認と保育観察をしながら施設への支援を実施しています。

保育体制等について

＊各保育施設等では、お子さんの発達状況やクラス集団での様子を見ながら、職員の配置をしています。特定の加配職員が1対1で配置されるのではなく、配慮の必要性や支援の手立てに応じて職員を加配し、対応しています。

その他

＊特別支援保育の決定を受けた場合は、特別支援保育の必要性がなくなり、決定の取り消しがなされるまでは、翌年度以降も継続して実施されます。

＊特別支援保育の実施にあたっては、週3日以上保育施設等の利用が前提となります。

＊特別支援保育の審査の結果、対象にならない場合があります。

＊希望施設における受け入れ体制確保（人員配置や施設環境など）の状況等によっては、調整が困難となる場合があります。

＊学校法人立認定こども園については、一部取り扱いが異なる場合があります。



- ・ 特別支援保育に関するお問い合わせ
＜幼保支援課；072-228-0283＞
- ・ 保育施設の利用申請についてのお問い合わせ
＜各区役所 子育て支援課＞